

## 規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課 <span style="float: right;">電話番号:03-5253-5488 e-mail: zigyouhou-cppc@ml.soumu.go.jp</span>
評価実施時期	令和4年12月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価後、現時点においては電気通信役務の提供に関する契約の締結事務は電気通信事業者が自ら行うのではなく媒介等業務受託者を通じて行うことが一般的であるという状況について、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、利用者の利益を保護するためには、引き続き当該規制は必要である。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 【事前評価時の測定指標】 本届出制度には欠格事由がなく、届出書類の形式要件を満たせば足りることから、届出に関して媒介等業務受託者に発生する事務作業は限定的であり、したがって、本件規制の導入による遵守費用は限定的である。 【遵守費用】 媒介等業務受託者が届出を行うに当たり、届出様式への記載に係る費用が発生するものと考えられる。 【費用推計との比較】 届出に係る費用については、事前評価時点において遵守費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 【行政費用】 媒介等業務受託者が届出を行うに当たり、届出の受付に係る費用が発生するものと考えられる。 【費用推計との比較】 届出に係る費用については、事前評価時点において行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p> <p>【効果(定量化)の把握】 【効果】 媒介等の業務を行う者に対する事前届出義務が導入された結果、総務大臣が媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握し、その業務運営に問題があった場合に行政指導、業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となった。 【効果予測との比較】 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【便益(金銭価値)の把握】 【便益】 当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。 【便益推計との比較】 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 【副次的及び波及的な影響】 当該規制により、代理店業務の適正化は一定程度図られたものと考えられる。 【費用推計との比較】 事前評価時点と乖離はない。</p>
考察	<p>上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、その費用はいずれも限定的である。 一方で、媒介等業務受託者の媒介等の業務が適切かつ十分に行われることで、利用者の利益の保護が図られている。 以上から、本規制による費用は限定的であるが、相当の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。</p>
備考	